

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

直島町は、瀬戸内海国立公園内にあり、高松市の北方約 13 km、岡山県玉野市の南方約 3 km に位置し、面積 14.22 km²、直島、牛ヶ首島、屏風島、喜兵衛島、家島、向島など大小 27 の島々により穏やかな瀬戸内の多島美を形成している群島の町である。

人口構造は、平成 27 年 10 月現在（国勢調査）で、年少人口（15 歳未満）が 10.0%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が 55.8%、老年人口（65 歳以上）が 34.3%と、平成 2 年から平成 27 年までの推移をみると、年少人口は 58.5%の減少、老年人口が 40.7%の増加と少子高齢化が急速に進行している。

産業構造は、県下有数の工業、水産業、観光業などが活気に溢れ、元気な町として世界から注目されている。第 1 次産業の主要産業は水産業であり、ハマチ、タイ、ノリ等の養殖漁業が盛んで、県内でも有数の出荷額を誇っており、主要魚種であるハマチを「直島ハマチ」としてのブランド化及び食の安全に対する取組みを継続的に進め、地場産業の発展に努めている。第 2 次産業については、金・銀・銅等を生産している三菱マテリアル㈱直島製錬所（以下「直島製錬所」という。）とその関連企業が多く立地している。第 3 次産業については、観光業が盛んであり、ベネッセアートサイト直島などによる文化・アート活動が世界中に広まり、今では国内のみならず世界中から観光客が押し寄せ、年間 50 万人以上が訪れる国際色豊かな世界有数の観光地へと発展を遂げている。

産業別人口は、昭和 50 年と比較すると、平成 27 年国勢調査では、第 1 次産業が 6.8%から 5.6%、第 2 次産業が 55.2%から 35.4%、第 3 次産業が 37.9%から 56.2%と、第 1 次及び第 2 次産業が減少、第 3 次産業は増加の傾向にあるものの、離島特有の生活の利便性や少子高齢化等で、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、地元産業のすべての分野において労働力不足が深刻化しており、現状を放置すると町内産業基盤が失われかねない状況に直面している。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者における先端設備等導入の促進を図り、活発な設備投資につなげ、地域経済の発展を目指す。

これを実現するため、本計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、漁業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用、人材育成に寄与しないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、島内でも広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、漁業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。